

特別徴収に係る町民税・県民税の納期の特例に関する申請書

八 峰 町 長	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 -		特別長柱義務者 指 定 番 号	7	0	0					
		フリガナ			連 絡 先	係							
		名 称				氏名							
		代表者の 職氏名印				電話	() -						

地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。

特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月以降の納期に係る町民税・県民税特別徴収税額											
申請前6ヶ月間の各月末の給与の 支払を受ける者の人員及び各月の 支払金額 (常は常時勤務者、臨は臨時雇用者)	年	月	常 臨	人 人	円 円	年	月	常 臨	人 人	円 円	円 円	
	年	月	常 臨	人 人	円 円	年	月	常 臨	人 人	円 円	円 円	
	年	月	常 臨	人 人	円 円	年	月	常 臨	人 人	円 円	円 円	
最近において町税の滞納、納付遅延が あり、それがやむを得ない理由がある場 合はその理由の詳細												
この申請書を提出した日以前1年以内 に納期の特例につきその承認の取消通 知を受けたことの有無	有 ・ 無					取消通知年月日		年 月 日				

申請についての説明及び注意

この申請書は、特例を受けようとする月の末日までに提出してください。提出が遅れた場合、特例の運用は申請書に記載いただいた月の翌月分からとなります。

この申請が承認された場合、6月から11月及び、12月から翌年5月までの各期間（承認が期間の途中である場合は、承認された月から該当期間の最終月までの期間）の特別徴収税額を、それぞれ11月分（12月10日）、5月分（6月10日）までに納入することとなります。

申請の承認を受けようとする特別徴収義務者は

- 1. 給与の支払を享ける者が常時10人未満であること。
- 2. 町税の滞納、納付の遅納のないこと。
- 3. この申請書を提出した日以前、1年以内に納期の特例につき、その承認の取消通知を受け取ったことがないこと。

なりません。

※八峰町処理欄